

5・1 水先問題

5・1・1 水先関連課題に関する懇談会

昨年度(平成 26(2014)年度)2月に当協会と日本水先人会連合会連名による懇談会の場を要請したに基づき、同年4月、当協会、水先人会連合会及び国土交通省(オブザーバ)は、水先関連課題に関する懇談会を4月に設置して諸課題の解決に向けて検討を開始した。

平成 26(2014)年 11 月開催の第二回懇談会では、その主たる問題点が①安全性確保、②後継者確保、③引受け法人化の 3 点であることを三者で確認した。

しかしながら、同懇談会では根本的な対策立案に限界があり、また課題解決には水先法改正の議論は避けて通れない可能性が高いことから、平成 27(2015)年2月に改めて、これら問題点を解決するための制度改善を一元的に検討する公的な懇談会の設置を国土交通省海事局に申し入れた。

平成 27(2015)年 3 月、当協会会長が国土交通省海事局長を往訪し、近々訪れるであろう問題点を指摘して懇談会設置を強く要請した。

その結果、公的な「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」(構成:国土交通省(審議官、海技課長予定)、日本水先人会連合会、当協会、学識経験者等)を設置して、①人材確保・育成、②安全性の維持・向上、③その他人材確保・育成等に関する全ての問題 について検討を開始することとなった。

5・1・2 横浜川崎区の強制水先対象船舶に関する検討会

港湾管理者等から横浜川崎区の強制水先対象船のトン数(現行 3,000 総トン)の引き上げに関する要望を受けて、平成 26(2014)年に国土交通省が題記検討会(【資料 5-1-1】参照)を設置し6回にわたる審議の結果、先ず横浜区の強制水先緩和(水先対象トン数を1万総トンに引き上げ)が決定され、平成 27(2015)年 8 月から施行されることとなった

当協会は検討会にユーザーの立場から参加し、当該水域の実情に即した安全面の検証及び規制緩和時の安全対策の確保を強く訴えた。

5・1・3 水先養成制度及び水先人養成支援対象者の状況

平成 19(2007)年 4 月施行の改正水先法により、「等級別免許制度の導入」等の抜本的な制度改革が実現した。さらに、免許を取得するためには、登録水先人養成施設における養成課程の修了が義務付ける養成制度も新設された。制度改正から6年目となり、この間関係者より養成について改善が必要との指摘が出されていた。また改正水先法上も7年以内にその施行状況の見直しを行うことになっていた。

このため、関係者による専門的で実地的な検討を行う「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会」(以下「水先レビュー懇談会」)が平成 24(2012)年9月に水先人の養成支援を行っている(財)海技振興センター内に設置され、関係者によるレビューが延べ10回にわたり行われ、平成 25(2013)年6月に改善すべき施策が通り取りまとめられた(詳細は

『船協海運年報 2013』を参照)

また、これにより水先人を中心として養成内容がより実践的に見直されるとともに、これまで三校であった登録養成施設は、海技大学校に一本化されることとなった。なお、同校内に設立された「水先人養成センター」において、水先人が主体となった新しい養成教育が順次開始された。

一方、(財)海技振興センターの水先人養成支援対象者の募集員数については、平成 27 (2015)年度は一級水先人を 48 名程度とする一方、前述の水先レビュー懇談会の議論を踏まえて、前年度に引き続き二級は 5 名程度、三級は 10 名程度とした。

これまでの水先人養成支援対象者の募集、免許取得等の状況は、添付資料(【資料 5-1-1-2】)の通りであり、平成 27(2015)年 3 月末現在、同センターの支援制度の下で 331 名(一級 259 名、三級 72 名)が免許を取得している。